

最高裁秘書第5470号

令和元年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年8月19日付け（同月21日受付、第014195号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年4月19日付け最高裁判所事務総局人事局任用課長事務連絡「判事補の外部経験の概要等について」（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(入ろ-20-B)

平成28年4月19日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局任用課長 板津正道

判事補の外部経験の概要等について（事務連絡）

判事補の外部経験の概要等は別紙のとおりですので、判事補に回覧するなどして、平成16年5月31日付け最高裁人任E第623号人事局長依命通達「裁判官に関する人事事務の資料の作成等について」記第2に定める裁判官第二カードの作成の参考とするよう周知してください。

なお、地方裁判所（簡易裁判所を含む。）及び家庭裁判所に対しては、貴職からこの内容を周知してください。

(別紙)

判事補の外部経験の概要

(第二カード「外部経験等の希望について」欄の各外部経験先コースに対応)

1 訟務検事

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 職務内容 | 訟務事務 |
| (2) 勤務場所 | 法務省訟務局又は高裁所在地の各法務局訟務部 |
| (3) 期間 | 原則として2年（訟務局は2年又は3年） |
| (4) 出向中の身分 | 検事 |
| (5) 平成29年度の予定数 | 10名程度 |

2 法務省

- | | |
|----------------|---|
| (1) 職務内容 | 法務行政事務（裁判官としての法律知識、経験を活用して行政事務を行う。） |
| (2) 勤務場所 | 法務省（民事局、刑事局、人権擁護局、司法法制部、法務総合研究所（研修部（東京）、国際連合研修協力部（東京）、国際協力部（大阪））
*（ ）内は現在派遣を行っている部局を示す（他に、上記1の訟務部門がある。）。 |
| (3) 期間 | 原則として2年又は3年 |
| (4) 出向中の身分 | 検事 |
| (5) 平成29年度の予定数 | 10名程度 |

3 弁護士

- | | |
|----------|---|
| (1) 職務内容 | 弁護士職務 |
| (2) 勤務場所 | 東京（横浜、さいたま、千葉を含む。）、大阪（京都、神戸を含む。）、名古屋等の法律事務所 |

- (3) 期間 原則として2年
- (4) 出向中の身分 裁判所事務官（弁護士職務従事職員）・弁護士
- (5) 平成29年度の予定数 10名程度（64期以下の者を対象とする。）
- (6) その他 第二カードで応募の意向を示した者のうち、対象時期にある者に、改めて受け入れ予定事務所の情報を提供し、希望の有無、希望の地区、希望の事務所などを聴取する予定

4 行政官庁

(1) 行政官庁研修

- ① 職務内容 行政官庁における行政事務（主として、裁判事務とは直接関連しない行政事務を行う。）
- ② 勤務場所 内閣官房（内閣官房副長官補付）、金融庁（総務企画局、検査局）、総務省（自治行政局、総合通信基盤局）、外務省（総合外交政策局、北米局、国際法局、領事局）、財務省（国際局）、厚生労働省（労働基準局）、農林水産省（食料産業局）、経済産業省（経済産業政策局、通商政策局）、国土交通省（鉄道局）

* () 内は現在派遣を行っている部局を示す。今後、変更される可能性がある。

* 平成29年度に派遣予定の省庁は、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省である。

- ③ 期間 原則として2年
- ④ 出向中の身分 檢事（出向先省庁の事務官）
- ⑤ 平成29年度の予定数 数名程度（主として64期以下の者を対象とす

る。)

- ⑥ その他 事前研修の趣旨で、出向前に短期間、最高裁判所事務総局に配置されることがある。

(2) 公正取引委員会、金融庁、証券取引等監視委員会、行政不服審査会、公害等調整委員会、国税不服審判所、文部科学省、中央労働委員会

① 職務内容 行政事務（準司法的事務を含む。）（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。）

② 勤務場所 公正取引委員会事務総局、金融庁、証券取引等監視委員会事務局、行政不服審査会事務局、公害等調整委員会事務局、国税不服審判所（関東信越、東京、名古屋、大阪）、文部科学省研究開発局（原子力損害賠償紛争和解仲介室）、中央労働委員会事務局

* 現在派遣を行っている官庁、部局を示す。今後、変更される可能性がある。

③ 期間 原則として2年

④ 出向中の身分 檢事（出向先省庁の審判官、特別専門官又は事務官）

⑤ 平成29年度の予定数 数名程度

5 在外公館

(1) 職務内容 在外公館における外交事務又は領事事務

(2) 勤務場所 在外公館（在中華人民共和国日本国大使館、在アメリカ合衆国日本国大使館、在カナダ日本国大使館、在オランダ日本国大使館、在ストラスブル日本国総領事館、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ

国際機関日本政府代表部)

- (3) 期間 原則として約2年
- (4) 出向中の身分 外務事務官（一等若しくは二等書記官又は領事）
* 判事任命資格に算入されない。
* 現在派遣を行っている在外公館を示す。今後変更される可能性
がある。
- (5) 平成30年度の予定数 若干名
- (6) その他 平成29年秋に、外務省研修所において約4か月
間、赴任前研修に参加（判事補身分）。その後、派
遣までの間は、東京又は周辺の裁判所において勤務
する。なお、事前研修的な趣旨で、出向前に短期間、
最高裁判所事務総局に配置されることがある。

6 法整備支援

- (1) 職務内容 海外における法整備支援（裁判官としての法律知
識、経験を活用して法整備支援を行う。）
- (2) 勤務場所 東南アジア諸国（ベトナム（ハノイ）、カンボジ
ア（プノンペン）、インドネシア（ジャカルタ））
* 今後変更される可能性がある。
- (3) 期間 1年又は2年
- (4) 出向中の身分 檢事（国際機関等に派遣される一般職の国家公務
員の待遇等に関する法律による派遣職員たる検事）
・独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門
家
- (5) 平成29年度の予定数 若干名
- (6) その他 派遣前に研修に参加（判事補身分）。なお、派遣

先に 1 年間勤務し、帰国後、法務省に 1 年間勤務する可能性もある。

7 民間企業研修

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 職務内容 | 民間企業又は日本銀行における業務 |
| (2) 勤務場所 | 東京、大阪、名古屋、福岡地区所在の民間企業又は日本銀行 |
| (3) 期間 | 1 年 |
| (4) 出向中の身分 | 判事補 |
| (5) 平成 29 年度の予定数 | 10 名程度 |

8 海外留学

- | | |
|------------------|--|
| (1) 職務内容 | 海外の大学又は裁判所等における在外研究 |
| (2) 勤務場所 | アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ベルギーの各国 |
| (3) 期間 | 1 年又は 2 年 |
| (4) 出向中の身分 | 判事補 |
| (5) 平成 30 年度の予定数 | 40 名程度 |
| (6) その他 | 別途公募を行う。 |

9 その他

- | | |
|----------|------------|
| (1) 立法機関 | |
| ① 職務内容 | 立法機関における事務 |
| ② 勤務場所 | 衆議院法制局 |
| ③ 期間 | 原則として 2 年 |
| ④ 出向中の身分 | 衆議院法制局参事 |

⑤ 平成29年度の予定数 1名程度

(2) シンクタンク等における研修

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ① 職務内容 | シンクタンク等における企画・研究業務 |
| ② 勤務場所 | 一般社団法人日本経済団体連合会 21世紀政策研究所 |
| ③ 期間 | 原則として1年 |
| ④ 出向中の身分 | 判事補 |
| ⑤ 平成29年度の予定数 | 1名程度 |

(3) 預金保険機構

- | | |
|--------------|---|
| ① 職務内容 | 預金保険機構における業務（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。） |
| ② 勤務場所 | 預金保険機構（東京） |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 出向中の身分 | 預金保険機構職員
* 判事任命資格に算入されない。 |
| ⑤ 平成29年度の予定数 | 若干名（64期以上の者を対象とする。） |

外部経験から復帰後の異動の方針について

- 1 前任地から引き続き地域的異動を伴わずに外部経験をする場合
当該地の異動条件により異動
- 2 地域的異動を伴って外部経験をする場合
 - (1) 民間企業研修又はシンクタンク等における研修
1年間の研修後、異動後の配属庁において残りの任期を勤務
 - (2) 上記以外の外部経験
外部経験後、希望すれば、引き続き同一地域の裁判所で2年間勤務可能
同一地域を希望しない場合は、当該地の異動条件により異動
- 3 例外的に外部経験先コース、地域が希望外となった場合には、復帰後の異動について上記よりも有利に取り扱うことがある。ただし、外部経験としての海外留学をした後、語学力を必要とする行政官庁や在外公館等での外部経験をする場合は、この限りでない。

※ 勤務地別の異動条件（当面、外部経験の実施が予定されている地のうち、異動条件の付されているもの）

東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡（いずれも「最高裁指定庁」）

※ 留学は地域的異動を伴わないものとして扱う。ただし、留学からの帰国後は、従前の異動条件にかかわらず、「最高裁指定庁」の異動条件が付されたものとして扱う。

※ 在外公館、法整備支援の海外勤務は派遣地を「東京」とみなす。

※ 同一地域には各管内支部を含み（仙台は古川支部、札幌は小樽支部及び岩見沢支部に限る。）、「東京・横浜・さいたま・千葉」又は「大阪・京都・神戸」はそれぞれ同一地域とみなす。